

募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用) (旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)

この旅行は、別紙旅行企画・実施者(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。この書面は、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

お申し込み

- (1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して()日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(3) a. 旅行開始日に()歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。
(4) お申込み時に()未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

旅行代金

- (5) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に適用します。
1 人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様代金です。

追加代金

- (6) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル・旅館の指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。

基準旅行代金

- (7) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

- (8) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。
著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- (9) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

取消しについて

Table with 2 columns: 解除の時期, 取消料の内容. Rows include cancellation before departure, before start, and after start.

取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- (10) 下記の場合は取消料はいただきません。
a. 旅行開始日又は終了日の変更
b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
c. 運送機関の種類又は会社名の変更
d. 運送機関の「施設及び等級」のより低いものへの変更
e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

当社による旅行契約の解除

- (11) 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。
●旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
●申込条件の不適合
●病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

- (12) 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。
(13) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。

特別補償

- (13) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。

旅程保証

- (14) 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。

別表 変更補償金

Table with 3 columns: 変更補償金の支払いが必要となる変更, 一件あたりの率(%), 旅行開始前, 旅行開始後. Rows include changes to departure/arrival dates and facilities.

Table with 3 columns: 3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更, 4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更, 5 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更, 6 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更, 7 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更, 8 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更, 9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更.

お客様の責任

- (15) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様の交替

- (16) お客様は当社が承諾した場合、1人あたり()円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

事故等のお申出について

- (17) 旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報の取り扱いについて

- (18) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
(19) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

募集型企画旅行契約約款について

- (20) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。